



水源から家庭までの  
水の流れ



### 取水施設

河川などからの水をくみ上げま  
す。



### 沈殿池

薬品を入れてかき混ぜ、小さなご  
みや砂をかたまりにして沈めます。



### ろ過池

砂の層を通し、目に見えないごみを  
取り除きます。



浄水池  
きれいになった水に次亜塩素酸ナ  
トリウムを入れて細菌を殺します。



### 配水池

できあがった水道水をためて  
おきます。市内各地域に配水池  
があり、この配水池から皆さん  
の家庭などへ配ります。



蛇口をひねると、いつでも安全で  
おいしい水が出てきます。



水を大切に使うために

市では、安全でおいしい水を絶やすことなく「つくり」「送る」努力を続けています。そして、それを支えているのは皆さんの納める水道料金です。安全でおいしい水をつくる浄水場、その水を家庭に送る配水管、そのほかすべての水道施設は、大部分が水道料金収入によって維持管理されています。

しかし、この大切な水が、漏水などにより無駄になってしまうことも少なくありません。

市上下水道課では毎月検針を行い、検針結果を「使用水量のお知らせ」として皆さんに渡しています。

「お知らせ」に記載されている水量や金額がいつもより多いなど、少しでも気になったら漏水チェックをしてください。



漏水チェックを

1 敷地内の蛇口をすべて閉める



2 水道メーターを確認



量水器の中には、「メーター器」と「止水栓」があります。



これがパイロットです

メーター器内のパイロットが回転している場合は、漏水の可能性があるので漏水箇所の特定と修理が必要です。市指定の給水装置工事業者に依頼してください。修理代金などは業者により異なるので、確認の上依頼してください。ただし、次の人は修理依頼先が異なります。

- ① 公営住宅の入居者  
↓市都市計画課住宅係
- ② ①以外の借家の入居者  
↓住宅の所有者

※給水装置（メーターを除く）は、皆さんの貴重な財産です。異常の発見や修理が遅れると、高額な水道料金を支払わなければならないことがあります。

メーターや給水装置を大事に管理し、定期的に漏水チェックをする習慣をつけましょう。

【問合せ先】上下水道課、福島支所、鷹島支所地域振興課

松浦市指定給水装置工事業者とは

配水管から家庭に引き込まれた給水管やメーターなどを「給水装置」といいます。

給水装置の工事は個人では行うことができません。市の指定を受けた工事業者でなければ行えないことになっています。

※松浦市指定給水装置工事業者は上下水道課に問い合わせるか、市のホームページで確認できます。

水道料金は口座振替で

水道料金の支払方法は、口座振替が便利です（手数料無料）。納め忘れの心配がなく、留守がちな家庭や忙しい人などに特にお勧めです。

振替日は毎月25日です。引き落としができなかった月は、翌月の9日に再度振替を行います。※休日の場合は、翌営業日。

【口座振替申込方法】

- ・ 手続場所 市内金融機関の窓口（口座振替希望先）
- ・ 必要なもの 預金通帳と取引印鑑、水道料金の領収書または、「使用水量のお知らせ」